

第3次呉市公共施設再配置計画  
コミュニティ施設再配置基本方針

平成26年8月  
呉市

# 目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	
	(1) 公共施設の保有量	1
	(2) 公共施設の老朽化と更新等費用の増加	1
	(3) 人口減少の進行	1
3	これまでの取組	2
4	コミュニティ施設の再配置	
	(1) コミュニティ施設再配置基本方針策定の目的	3
	(2) コミュニティ施設の定義	3
	(3) コミュニティ施設の設置状況	4
	(4) コミュニティ施設の管理運営等の状況	5
	ア 行政財産（公の施設）	
	イ 普通財産	
5	コミュニティ施設再配置基本方針	6
6	今後の取組	7

## 1 始めに

本市では、平成22年度から公共施設の再配置に取り組んでおり、これまでに第1次及び第2次呉市公共施設再配置計画を策定しています。

現在、第3次計画の策定作業を進めていますが、この対象施設には、地域と密接な関係にある施設（コミュニティ施設）が多く含まれることから、この基本方針を策定するものです。

## 2 現状と課題

### (1) 公共施設の保有量

総務省の統計資料によると、本市の市民一人当たりの公共施設の保有面積は、類似都市の約1.7倍となっています。

《図表① 呉市の公共施設の保有状況》

区分	呉市※1	類似団体※2 (人口10~25万人規模)
総延べ面積	1,170,162 m <sup>2</sup>	
市民一人当たりの面積	4.88 m <sup>2</sup> A	2.89 m <sup>2</sup> B
類似団体比較 (A/B)	1.7倍	

※1 総務省：公共施設状況調 経年比較表(平成24年度末現在高)  
 ※2 総務省：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成24年3月)

### (2) 公共施設の老朽化と更新等費用の増加

本市の公共施設のうち、何らかの老朽化対策が必要とされる建築後30年以上の施設の総延べ面積は、全体の約50パーセント（平成25年度末時点）を占めています。

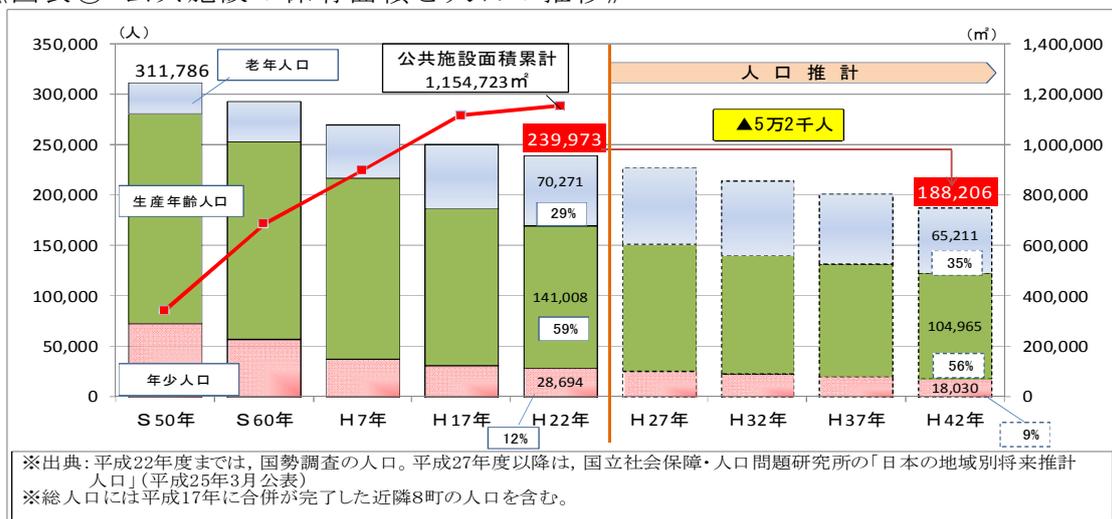
これらの公共施設を現行のまま保有し、更新・大規模修繕を実施すると仮定した場合、今後40年間の公共施設の更新等に要する経費は毎年約110億円と試算されます。

これは、直近5か年（平成18~22年度）の平均経費（約25億円）の約4.4倍に相当します。

### (3) 人口減少の進行

本市の人口は、昭和50年に減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成42年には約18万8千人まで減少すると予測されています。これにより、公共施設の安定的な運営に支障を来すことが危惧されます。

《図表② 公共施設の保有面積と人口の推移》



### 3 これまでの取組

本市では平成22年度に「呉市公共施設白書」を作成し、公共施設の再配置に取り組んでいます。

《図表③ 公共施設再配置に関する計画等の策定状況》

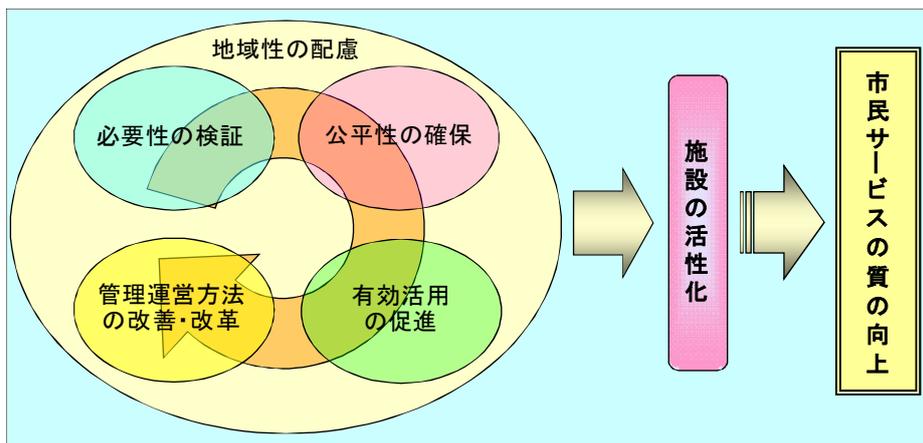
(単位:施設数)

計画等	年度						計画等の対象	うち見直し対象施設数	
	H22	H23	H24	H25	H26	H27		主な施設	
呉市公共施設白書	H23年3月						852	—	—
呉市公共施設再配置計画基本方針		H23年10月						—	—
呉市公共施設再配置計画			H24年6月				168 (170)	94 (96)	・小中学校, 保育所など ・居住施設, 宿泊施設など
				H25年6月			172 (173)	68 (68)	・スポーツ施設(豊テニス場) ・ごみ処理施設(クリーンセンターくれ) ・水産施設(漁具保管施設) など

※( )は、呉市公共施設白書に掲載していない施設を含んだ数

平成23年10月に策定した「呉市公共施設再配置計画基本方針」では、「必要性の検証」, 「公平性の確保」, 「有効活用の促進」, 「管理運営方法の改善・改革」の四つの視点に加え、地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを推進する観点から、地域と密接な関係にある公共施設については、「地域性の配慮」を行うこととしています。

《図表④ 呉市公共施設再配置計画基本方針(H23年10月策定)のイメージ》



この基本方針に基づき、呉市公共施設再配置計画を第1～3次の3回に分けて策定することとしています。第1次計画は平成24年6月に、第2次計画は平成25年6月に策定しており、現在、第3次計画の策定作業を進めています。

#### 4 コミュニティ施設の再配置

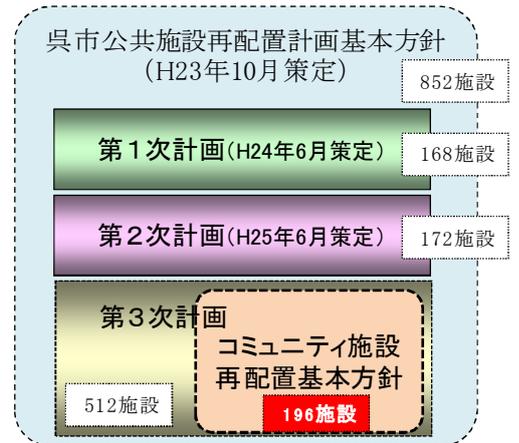
##### (1) コミュニティ施設再配置基本方針策定の目的

本市では、地域住民のコミュニティ活動の場として利用されている多くの公共施設を保有しています。これらの施設は、第3次計画の対象となっており、本市の施策の柱である地域協働の推進に大きく関係していることから、既に決定した「呉市公共施設再配置計画基本方針」に加え、「コミュニティ施設再配置基本方針」を策定するものです。

##### (2) コミュニティ施設の定義

本方針では、利用実態が地域コミュニティの諸活動の場、あるいは地域における生涯学習や福祉の増進の場として日常的に利用されているまちづくりセンター（旧公民館）、集会所等、市役所支所など、地域と密接な関係にある施設を「コミュニティ施設」と定義します。

《図表⑤ 呉市公共施設再配置計画におけるコミュニティ施設再配置基本方針の位置付け》



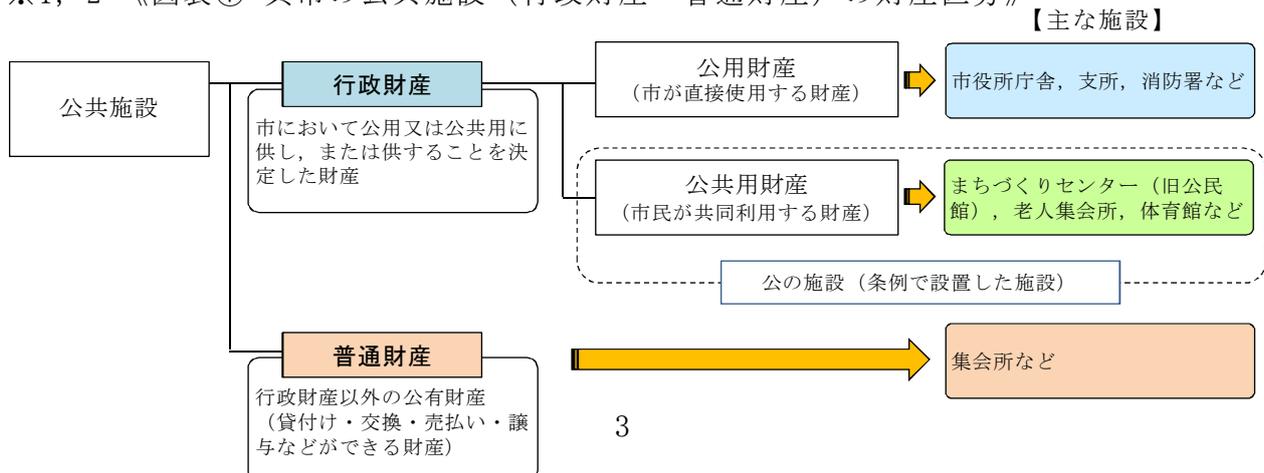
《図表⑥ 第3次計画の対象施設の内訳》

(単位:施設数)

小分類*	コミュニティ施設 A			その他の施設 B			合計 A+B
	a+b	行政財産 <sup>※1</sup> a	普通財産 <sup>※2</sup> b	c+d	行政財産 <sup>※1</sup> c	普通財産 <sup>※2</sup> d	
社会教育施設	24	まちづくりセンター(旧公民館等23) 農村環境改善センター(1)		24	図書館ほか(24)		48
集会所等	152	老人集会所(38) 介護予防センター(3) 老人福祉センター(3) 農村コミュニティ施設(1) 農業技術拠点センター(1) 地域社会教育施設(6)	集会所等(100)	20	隣保館ほか(19)	旧児童館(1)	172
医療施設	0			7	病院ほか(5)	診療所(2)	7
児童福祉施設	0			17	幼稚園ほか(17)		17
市営住宅	0			87	市営住宅(87)		87
中央機関	0			9	市役所庁舎ほか(9)		9
地域機関	17	市役所支所(17)		113	消防団詰所ほか(113)		130
その他	3		旧消防団詰所(2) 旧教員住宅(1)	39	駐車場ほか(25)	旧教員住宅ほか(14)	42
計(8分類)	<b>196</b>	(93)	(103)	<b>316</b>	(299)	(17)	<b>512</b>

※小分類は、呉市公共施設白書で示した分類を示す。

※1, 2 《図表⑦ 呉市の公共施設（行政財産・普通財産）の財産区分》



### (3) コミュニティ施設の設置状況

呉市のコミュニティ施設は、全体で348施設あります。この内訳は、公共施設が196施設（行政財産93施設・普通財産103施設）、民有施設が152施設です。

旧呉市のコミュニティ施設は、その多くが民有施設です。公共施設（行政財産・普通財産）は比較的少なく、中には、設置されていない地区もあります。

一方、旧町のコミュニティ施設は、ほとんどが公共施設（行政財産・普通財産）です。広域合併時に行政財産を普通財産として引き継いだことから、普通財産が比較的多くなっています。

《図表⑧ コミュニティ施設の地区別設置状況》

(単位:施設数)

地区名	地区自治会 連合会 名称	公共施設							民有施設 <sup>※2</sup>		合計 A+B+C	
		行政財産					A	普通財産 B	計 A+B	民有財産 C		
		支所	まちづくり センター	老人 <sup>※1</sup> 集会所等	農村コミュニ ティ施設等	地域社会 教育施設						
旧 呉 市	1 宮原	1 第1	(1)	(1)	(2)			4		4	9	13
		2 第2			(1)			1		1	1	2
	2 中央	3 第3			(1)			1		1	2	3
		4 第4			(2)			2		2	3	5
		5 第5			(1)			1	3	4	12	16
		6 第6						0	1	1	2	3
		7 中央						0	1	1	0	1
		8 第8			(2)			2		2	0	2
		9 三条						0		0	0	0
		10 川原石		(1)	(1)			2		2	6	8
	3 吉浦	11 吉浦	(1)	(1)	(2)			4		4	12	16
	4 警固屋	12 警固屋	(1)	(1)	(1)			3		3	3	6
	5 阿賀	13 阿賀	(1)	(1)	(4)			6		6	23	29
	6 広	14 広西北部	(1)	(1)	(3)			5		5	13	18
		15 広東部			(1)			1		1	10	11
		16 広南部			(2)			2		2	4	6
	7 仁方	17 仁方	(1)	(1)	(1)			3		3	12	15
	8 天応	18 天応	(1)	(1)	(2)			4		4	6	10
	9 昭和	19 昭和	(1)	(2)	(8)			11		11	20	31
	10 郷原	20 郷原	(1)	(1)				2		2	12	14
小計		(9)	(11)	(34)	(0)	(0)	54	5	59	150	209	
20地区平均		(0.5)	(0.6)	(1.7)	(0.0)	(0.0)	2.7	0.3	3.0	7.5	10.5	
旧 町	11 下蒲刈	21 下蒲刈	(1)	(1)	(1)	(1)		4	5	9	0	9
	12 川尻	22 川尻	(1)	(1)		(1)		3	8	11	0	11
	13 音戸	23 音戸	(1)	(1)	(2)			4	15	19	0	19
	14 倉橋	24 倉橋	(1)	(2)	(2)	(1)	(6)	12	21	33	1	34
	15 蒲刈	25 蒲刈	(1)	(1)	(3)			5	6	11	0	11
	16 安浦	26 安浦	(1)	(2)	(1)			4	26	30	1	31
	17 豊浜	27 豊浜	(1)	(2)				3	6	9	0	9
	18 豊	28 豊	(1)	(2)	(1)			4	11	15	0	15
	小計		(8)	(12)	(10)	(3)	(6)	39	98	137	2	139
8地区平均		(1.0)	(1.5)	(1.3)	(0.4)	(0.8)	4.9	12.3	17.1	0.3	17.4	
合計		(17)	(23)	(44)	(3)	(6)	93	103	196	152	348	
28地区平均		(0.6)	(0.8)	(1.6)	(0.1)	(0.2)	3.3	3.7	7.0	5.4	12.4	

※1 老人集会所等には、呉市老人集会所等条例、呉市老人福祉センター条例及び呉市介護予防センター条例の各施設を含む。

※2 民有施設(借受施設を含む)数は、平成24年4月1日付け自治会集会所等調査表(地域協働課)を参考

#### (4) コミュニティ施設の管理運営等の状況

コミュニティ施設は、市が保有している公共施設（行政財産・普通財産）だけではなく、地域団体等の民間団体が保有している自治会館などの私有施設（私有財産）もあります。コミュニティ施設の財産区分に応じた管理運営等の状況は、次のとおりです。

《図表⑨ コミュニティ施設の財産区分別管理運営等の状況》

財産区分		所有者	管理運営の主体	休館日・開館時間設定等の主体	使用料等設定の主体	施設使用(基準)決定の主体 (地域団体の優先的使用許可など)	修繕の実施主体 (費用負担)
公共施設	行政財産	行政	行政 (直営)	行政	行政	行政	行政
			<b>地域</b> (指定管理制度)	行政 ※地域に一部裁量あり	行政 ※地域に一部裁量あり	行政 ※地域に一部裁量あり	行政 ※地域が実施する場合あり
	普通財産	行政	<b>地域</b> (無償貸付け)	<b>地域</b>	<b>地域</b> (損耗料等)	<b>地域</b>	<b>地域</b> (市の助成制度あり) ※市が実施する場合あり
私有施設	私有財産	<b>地域</b>	<b>地域</b>	<b>地域</b>	<b>地域</b>	<b>地域</b> (市の助成制度あり)	

##### ア 行政財産（公の施設）

行政財産（公の施設）は、市の直営又は指定管理者により管理運営を行っています。

施設の休館日・利用時間や使用料などは、市が条例で定めており、また、施設改修についても市が実施していることから、管理運営については、地域の裁量が限定されたものとなっています。

##### イ 普通財産

普通財産は、地域に無償で貸し付けているものが多くあります。この施設の運営については、貸付けの目的の範囲内で地域が自主的に運営を行っています。

## 5 コミュニティ施設再配置基本方針

今後も人口減少が進行する中で、現状の公共施設（行政財産・普通財産）を保有しつつ、安定的な行政サービスの提供を維持することは困難な状況となってきます。このため、施設の総量縮減を始めとした公共施設の再配置の取組については、これまで以上に推進していく必要があります。

一方、本市の施策の柱である地域協働の推進のため、地域の活動拠点としてコミュニティ施設を確保していくことも重要です。

これらの課題に対応し、更なる市民サービスの質の向上を図るため、本市のコミュニティ施設については、既に決定した「呉市公共施設再配置計画基本方針」に加え、次の「コミュニティ施設再配置基本方針」に基づき、見直しに取り組みます。

### 基本方針(1)

コミュニティ施設のうち、今後も行政（呉市）が保有・支援をすべき施設を選定するとともに、その充実に取り組みます。

選定の対象は、地域協働の活動拠点のための施設(a)や、行政（呉市）の施策推進のための施設(b)とします。

本市の施策の柱である地域協働を推進するため、コミュニティ施設については、今後も行政（呉市）が保有すべき公共施設（行政財産・普通財産）や、支援すべき民有施設（民有財産）を呉市が選定し、この充実に取り組みます。

選定に当たっては、地区まちづくり委員会等、地区自治会連合会、地区社会福祉協議会など、比較的広範なエリアで地域協働を担っている団体が拠点として利用している施設を対象とし、これらを「地域協働の活動拠点」として位置付けます。

このほか、利用状況などを踏まえ、地域の生涯学習の拠点など、市の施策推進のため今後も必要となる施設を明確化します。

### 基本方針(2)

基本方針(1)で選定した施設以外のコミュニティ施設については、地域が利用しやすい運営形態に改めます。

地域（利用者）の意向を踏まえ、無償貸付け・譲与などのほか、役割を終えたものについては、施設廃止なども検討します。

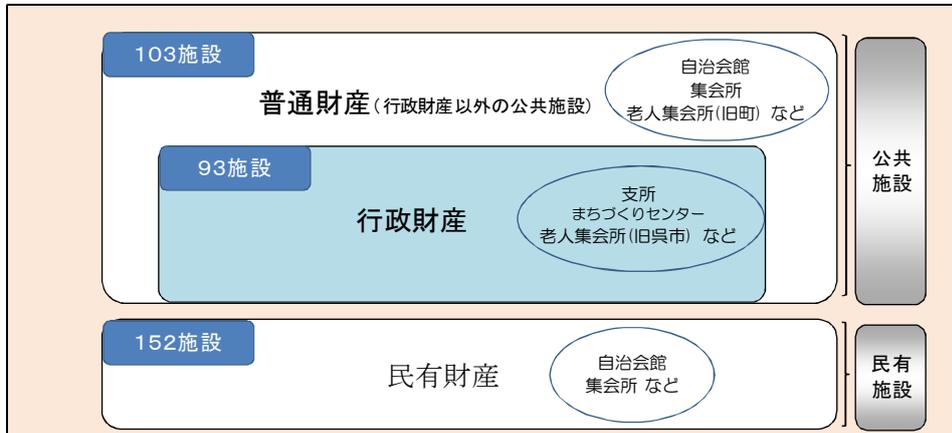
基本方針(1)で選定した施設以外の行政財産（公の施設）については、利用実態に応じ、地域による自主的な運営を可能とするため、普通財産に変更（条例を

廃止) し，地域に無償で貸し付けることを検討します。

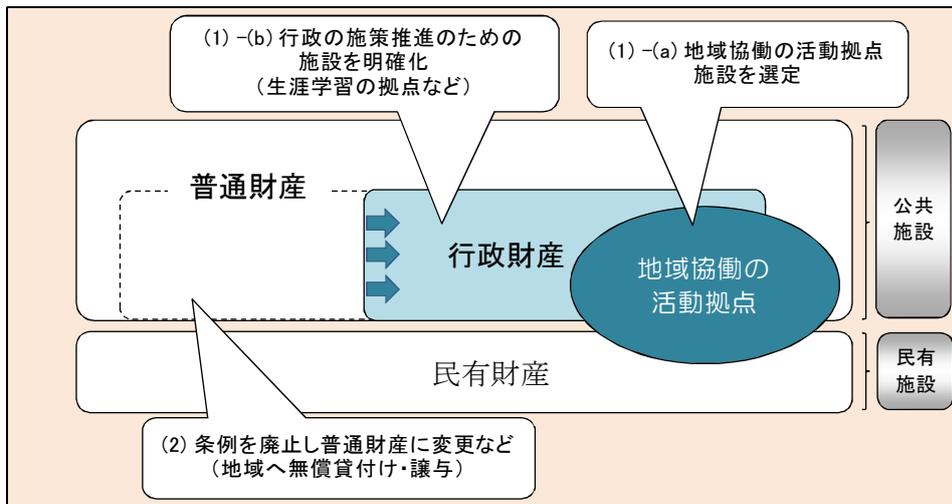
また，地域から要望があれば，施設の譲与や，役割を終えた施設の廃止についても検討を行います。

《図表⑩ コミュニティ施設の再配置のイメージ》

・ 現行



・ 基本方針(1)及び(2)の反映後



## 6 今後の取組

今後は，「呉市公共施設再配置計画基本方針」及び「コミュニティ施設再配置基本方針」に基づき，第3次呉市公共施設再配置計画を策定します。この計画で地域協働の活動拠点を明確に位置付け，公共施設の活性化に向けた取組を進めていきます。